

8/30
(7)

過酷事故対策 法制化の方針

原子力安全委

東京電力福島第1原発事故を受け、原子力安全委員会は29日、地震や津波に伴う原子炉のメルトダウン（炉心溶融）など、過酷事故を想定した設計や発生時の運転マニュアル整備などを電力会社に法律で義務付ける方針を決めた。

過酷事故はこれまで対策が電力会社任せになっていた。安全委は年内にも基本方針を示し、経済産業省原子力安全・保安院や新設される原子力安全庁に法制化を求める。

安全委事務局が同日示した案によると、地震や津波を原因とする全交流電源喪失や、原子炉停止後に燃料から出る熱を外に逃がすシステムが使えなくなった場合に備えた原発の設計や運転マニュアルの整備を法で規定するのが妥当としている。

格納容器内に
震災損傷なし

第2で作業員調査

東京電力は29日、福島第2原発4号機の原子炉格納容器に作業員が入り内部を調べたところ、東日本大震災による配管やポンプの大きな損傷はみられなかったと発表した。格納容器内に作業員が入るのは第1、第2原発ともに震災後初めて。東電は福島第2原発の他の3基の格納容器についても、作業員による点検の年内開始を目指す。